

レスキュースリー

(交通災害共済)

I. レスキュースリーの制度内容	1
レスキュースリーのしくみ	
契約の種類	
契約限度	
補償内容	
共済金等をお支払いできない主な場合	
掛金額	
契約期間	
II. 契約について	9
契約できる方	
共済金等受取人	
契約の更新	
契約の解約	
III. 共済金等の請求について	10
支払事由が発生したら	
共済金等のお支払いについて	

この紙面の掛金額は 2026 年 1 月以降のものです。

この「共済のてびき」は、レスキュースリー（交通災害共済）の制度概要を説明したものです。
ご契約にあたっては必ずパンフレットおよび重要事項等説明書（契約概要・注意喚起情報）
をご覧ください、制度内容をご確認ください。

I. レスキュースリーの制度内容

レスキュースリーのしくみ

教職員共済の補償と損害保険会社の補償（傷害総合保険）を組み合わせています。一般傷害補償と交通災害補償の一部および個人賠償責任補償は、教職員共済を契約者とする団体契約で、損害保険ジャパン株式会社（幹事保険会社。以下損保ジャパンといいます）、三井住友海上火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の3社を引受保険会社とする傷害総合保険の共同保険契約です。

用語の読み替え：本書では、教職員共済の交通災害共済事業規約および損保ジャパンの傷害総合保険普通保険約款および各種特約における各用語を次のとおり読み替え記載しています。

共済事業規約	保険約款		本書における読み替え
共済契約者	被保険者(本人)	→	契約者
被共済者	被保険者	→	加入者
共済掛金	保険料	→	掛金
共済期間	保険期間	→	契約期間

契約の種類

ご契約には家族型と個人型の2種類があり、いずれかの型を選択していただきます。

家族型

組合員本人が申込みば、家族の名前を登録する必要もなく、ご家族全員が自動的に補償されます。ご家族の範囲について詳しくは9頁「加入者の範囲」をご確認ください。

個人型

契約申込書に記名された方のみが補償の対象となります。ただし組合員本人の加入が必要です。また組合員以外に加入者がいる場合は本人の同意が必要です。

※個人賠償責任補償は、契約申込書に記載されていないご家族も補償の対象となります。詳しくは9頁「加入者の範囲」をご確認ください。

契約限度

家族型

1家族につき2口まで。

個人型

1名につき10口まで。

基本コース（3口）、安心コース（5口）、充実コース（10口）から選択していただきます。（2017年1月契約より）

※上記以外の口数で加入されている場合は、同口数で継続いただけます。ただし、契約内容を変更する場合は、上記3コースからのご選択となります。

- ・ご家族でレスキュースリーを重複して契約する場合は、契約限度口数を超えないようご注意ください。
- ・1家族では、家族型か個人型のうち、いずれかの選択となります。

補償内容

(1) 補償金額

家族型 (1口あたり)

共済金等の種類	交通災害補償 (教職員共済+損保・傷害総合保険)						一般傷害補償 (損保・傷害総合保険)
	本人		配偶者		その他の家族		本人/家族とも
(内訳)	教職員共済分	損害保険会社分	教職員共済分	損害保険会社分	教職員共済分	損害保険会社分	損害保険会社分のみ
① 死亡	562万円		462万円		312万円		62万円
	500万円	62万円	400万円	62万円	250万円	62万円	
② 後遺障害 (障害の程度に応じて)	562万~20万円		462万~16万円		312万~10万円		62万~26万400円 (後遺障害等級第1級~第7級)
	500万円~20万円 (身体障害等級第1級~第14級)	62万円~26万400円 (後遺障害等級第1級~第7級)	400万円~16万円 (身体障害等級第1級~第14級)	62万円~26万400円 (後遺障害等級第1級~第7級)	250万円~10万円 (身体障害等級第1級~第14級)	62万円~26万400円 (後遺障害等級第1級~第7級)	
③ 入院 (1日につき)	600円 (1~4日)	5,600円 (5~180日)	5,000円 (181~184日)	600円 (1~4日)	4,100円 (5~180日)	3,500円 (181~184日)	600円 (1~180日)
	5,000円 (5~184日)	600円 (1~180日)	3,500円 (5~184日)	600円 (1~180日)	2,500円 (5~184日)	600円 (1~180日)	
④ 手術 (手術の種類・条件に応じて)	2.4万円・1.2万円・3,000円		2.4万円・1.2万円・3,000円		2.4万円・1.2万円・3,000円		2.4万円・1.2万円・3,000円
	—	2.4万円~3,000円	—	2.4万円~3,000円	—	2.4万円~3,000円	
⑤ 通院 (1日につき)	4,350円(90日限度)		3,350円(90日限度)		2,350円(90日限度)		350円 (90日限度)
	4,000円	350円	3,000円	350円	2,000円	350円	
⑥ 自宅治療 (1日につき)	3,500円(90日限度)		2,500円(90日限度)		1,500円(90日限度)		—
	3,500円	—	2,500円	—	1,500円	—	
⑦ 個人賠償 (1事故につき)	最高1億円 (実際の損害額を限度とする)						
	損害保険会社の補償						

家族型 (2口あたり)

共済金等の種類	交通災害補償 (教職員共済+損保・傷害総合保険)						一般傷害補償 (損保・傷害総合保険)
	本人		配偶者		その他の家族		本人/家族とも
(内訳)	教職員共済分	損害保険会社分	教職員共済分	損害保険会社分	教職員共済分	損害保険会社分	損害保険会社分のみ
① 死亡	1,124万円		924万円		624万円		124万円
	1,000万円	124万円	800万円	124万円	500万円	124万円	
② 後遺障害 (障害の程度に応じて)	1,124万~40万円		924万~32万円		624万~20万円		124万~52万800円 (後遺障害等級第1級~第7級)
	1,000万円~40万円 (身体障害等級第1級~第14級)	124万円~52万800円 (後遺障害等級第1級~第7級)	800万円~32万円 (身体障害等級第1級~第14級)	124万円~52万800円 (後遺障害等級第1級~第7級)	500万円~20万円 (身体障害等級第1級~第14級)	124万円~52万800円 (後遺障害等級第1級~第7級)	
③ 入院 (1日につき)	1,200円 (1~4日)	1.12万円 (5~180日)	1万円 (181~184日)	1,200円 (1~4日)	8,200円 (5~180日)	7,000円 (181~184日)	1,200円 (1~180日)
	10,000円 (5~184日)	1,200円 (1~180日)	7,000円 (5~184日)	1,200円 (1~180日)	5,000円 (5~184日)	1,200円 (1~180日)	
④ 手術 (手術の種類・条件に応じて)	4.8万円・2.4万円・6,000円		4.8万円・2.4万円・6,000円		4.8万円・2.4万円・6,000円		4.8万円・2.4万円・6,000円
	—	4.8万円~6,000円	—	4.8万円~6,000円	—	4.8万円~6,000円	
⑤ 通院 (1日につき)	8,700円(90日限度)		6,700円(90日限度)		4,700円(90日限度)		700円 (90日限度)
	8,000円	700円	6,000円	700円	4,000円	700円	
⑥ 自宅治療 (1日につき)	7,000円(90日限度)		5,000円(90日限度)		3,000円(90日限度)		—
	7,000円	—	5,000円	—	3,000円	—	
⑦ 個人賠償 (1事故につき)	最高1億円 (実際の損害額を限度とする)						
	損害保険会社の補償						

個人型・基本コース（3口）

共済金等の種類	交通災害補償 (教職員共済 + 損保・傷害総合保険)		一般傷害補償 (損保・傷害総合保険)
	(内訳)	教職員共済分	
① 死亡	420万円		120万円
	300万円	120万円	
② 後遺障害 (障害の程度に応じて)	420万～12万円		120万～50.4万円 (後遺障害等級 第1級～第7級)
	300万円～12万円 (身体障害等級 第1級～第14級)	120万円～50.4万円 (後遺障害等級 第1級～第7級)	
③ 入院 (1日につき)	900円 (1～4日)	5,400円 (5～180日)	900円 (1～180日)
	4,500円 (5～184日)	900円 (1～180日)	
④ 手術 (手術の種類・条件に応じて)	3.6万円・1.8万円・4,500円		3.6万円・1.8万円・4,500円
	—	3.6万円～4,500円	
⑤ 通院 (1日につき)	3,000円 (90日限度)		600円 (90日限度)
	2,400円	600円	
⑥ 自宅治療 (1日につき)	2,250円 (90日限度)		—
	2,250円	—	
⑦ 個人賠償 (1事故につき)	最高 1億円 (実際の損害額を限度とする) 損害保険会社の補償		

個人型・安心コース（5口）

共済金等の種類	交通災害補償 (教職員共済 + 損保・傷害総合保険)		一般傷害補償 (損保・傷害総合保険)
	(内訳)	教職員共済分	
① 死亡	700万円		200万円
	500万円	200万円	
② 後遺障害 (障害の程度に応じて)	700万～20万円		200万～84万円 (後遺障害等級 第1級～第7級)
	500万円～20万円 (身体障害等級 第1級～第14級)	200万円～84万円 (後遺障害等級 第1級～第7級)	
③ 入院 (1日につき)	1,500円 (1～4日)	9,000円 (5～180日)	1,500円 (1～180日)
	7,500円 (5～184日)	1,500円 (1～180日)	
④ 手術 (手術の種類・条件に応じて)	6万円・3万円・7,500円		6万円・3万円・7,500円
	—	6万円～7,500円	
⑤ 通院 (1日につき)	5,000円 (90日限度)		1,000円 (90日限度)
	4,000円	1,000円	
⑥ 自宅治療 (1日につき)	3,750円 (90日限度)		—
	3,750円	—	
⑦ 個人賠償 (1事故につき)	最高 1億円 (実際の損害額を限度とする) 損害保険会社の補償		

個人型・充実コース（10口）

共済金等の種類	交通災害補償 (教職員共済 + 損保・傷害総合保険)		一般傷害補償 (損保・傷害総合保険)
	(内訳)	教職員共済分	損害保険会社分
① 死亡	1,400万円		400万円
		1,000万円	
② 後遺障害 (障害の程度に応じて)	1,400万~40万円		400万~168万円 (後遺障害等級 第1級~第7級)
		1,000万円~40万円 (身体障害等級 第1級~第14級)	
③ 入院 (1日につき)	3,000円 (1~4日)	1.8万円 (5~180日)	3,000円 (1~180日)
	1,500円 (5~184日)	3,000円 (1~180日)	
④ 手術 (手術の種類・条件に応じて)	12万円・6万円・1.5万円		12万円・6万円・1.5万円
	—	12万円~1.5万円	
⑤ 通院 (1日につき)	1万円(90日限度)		2,000円 (90日限度)
	8,000円	2,000円	
⑥ 自宅治療 (1日につき)	7,500円(90日限度)		—
	7,500円	—	
⑦ 個人賠償 (1事故につき)	最高 1億円 (実際の損害額を限度とする) 損害保険会社の補償		

個人型（1口の場合）

共済金等の種類	交通災害補償 (教職員共済 + 損保・傷害総合保険)		一般傷害補償 (損保・傷害総合保険)
	(内訳)	教職員共済分	損害保険会社分
① 死亡	140万円		40万円
		100万円	
② 後遺障害 (障害の程度に応じて)	140万~4万円		40万~16.8万円 (後遺障害等級 第1級~第7級)
		100万円~4万円 (身体障害等級 第1級~第14級)	
③ 入院 (1日につき)	300円 (1~4日)	1,800円 (5~180日)	300円 (1~180日)
	1,500円 (5~184日)	300円 (1~180日)	
④ 手術 (手術の種類・条件に応じて)	1.2万円・6,000円・1,500円		1.2万円・6,000円・1,500円
	—	1.2万円~1,500円	
⑤ 通院 (1日につき)	1,000円(90日限度)		200円 (90日限度)
	800円	200円	
⑥ 自宅治療 (1日につき)	750円(90日限度)		—
	750円	—	
⑦ 個人賠償 (1事故につき)	最高 1,000万円 (実際の損害額を限度とする) 損害保険会社の補償		

個人賠償責任補償の補償額について

個人賠償責任補償は、個人型の場合、契約者ご本人の契約口数が2口以下か3口以上かで補償額が異なります。契約口数が2口以下の場合には最高1,000万円、3口以上の場合には最高1億円の補償となります。なお家族型は契約口数にかかわらず、最高1億円の補償となります。

(2) 補償の範囲**交通災害補償** ※教職員共済および損害保険会社の補償

国内外を問わず、交通機関の運行に起因する不慮の事故（以下「事故」といいます）によりケガをされた場合にお支払いします。改札口を有する交通機関の乗降場構内における事故も対象となります。

具体的には次のような場合が補償の対象となります。

自動車・自転車・電車・航空機・船舶などの乗物に乗っているときの事故によるケガ、エレベーター・エスカレーターや動く歩道に乗っている間のケガ、乗物にひかれたりはねられたりした事故によるケガ、道路通行中（校舎内の廊下・階段を含みます）建物からの物の落下によるケガなど。

一般傷害補償 ※損害保険会社の補償

国内外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます）によって、ケガをされた場合にお支払いします。

具体的には次のような場合が補償の対象となります。

海水浴中に高波で岩に打ちつけられケガをした、階段で転倒してケガをした、スポーツ中にケガをした、料理中にヤケドをした、など。

※ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収したときに急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

※地震、噴火またはこれらによる津波のケガも一般傷害補償として補償の対象となります。

個人賠償責任補償 ※損害保険会社の補償

国内外を問わず、偶然な事故により、誤って他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合、その損害に対して次の費用を保険金額の範囲内でお支払いします。

- ・被害者に支払う損害賠償金（治療費、入院費、慰謝料、休業補償、修理費など）。
- ・被害者に対する応急手当、病院への護送費用などの応急処置費用。
- ・訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬。

具体的には次のような場合が補償の対象となります。

誤って自転車で他人にケガを負わせた、買い物に行き誤って商品を壊した、キャッチボールで誤って隣家の窓ガラスを壊した、など。

※個人賠償責任補償に該当する事由で、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし、事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。ご利用にあたっては条件がありますので、重要事項等説明書をご確認ください。

(3) 支払事由**死亡**

事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内にケガがもとで亡くなられたときお支払いします。

後遺障害

事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内にケガがもとで後遺障害が生じたとき、その障害の程度に応じてお支払いします。補償の対象となる後遺障害の程度は、教職員共済補償部分と損害保険会社補償部分では異なります。

入院

事故によりケガをして入院された場合、入院日数に対して 180 日を限度に共済金（保険金）をお支払いします。

※教職員共済補償部分は事故発生の日を含めて 180 日（当日から継続入院の場合は 184 日）以内の入院日数に対し、4 日を差引いてお支払いします。

手術

事故によりケガをされ、公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額（損害保険会社補償。以下同様）の 20 倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の 5 倍、入院中か外来かにかかわらず重大手術に該当する手術は入金保険金日額の 40 倍の額をお支払いします。ただし、1 事故につき 1 回の手術にかぎります。

通院

事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内（損害保険会社補償分は 1,000 日以内）の通院（往診を含みます）の日数に対し、90 日を限度としてお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては保険金をお支払いしません。

自宅治療

交通災害によりケガをしたとき、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の就業不能（就業・就学・家事労働が不可能な状態）の日数に対し、90日を限度としてお支払いします。医師による証明が必要です。

個人賠償

国内外における日常生活において生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対してお支払いします。

ただし車両（自転車は除きます）の所有・使用・管理に起因する損害賠償、職務遂行に直接起因する損害賠償は補償の対象となりません。

※労災保険・他の傷害保険・加害者からの賠償の有無にかかわらずお支払いします（個人賠償は除きます）。

※交通災害に該当する事故により共済金を請求する場合で以下の書類の原本をご提出いただいた場合、1事故につき5,000円をお支払いします。

- (1) 死亡診断書または死体検案書
- (2) 医師の治療証明書

※教職員共済補償部分は、契約年度内において、死亡・後遺障害・入院・通院・自宅治療それぞれの支払いがあったとき、その合計額は死亡共済金の額が限度となります。損害保険会社補償部分は、契約年度内において死亡・後遺障害それぞれの支払いがあったとき、その合計額は死亡保険金の額が限度となります。

※後遺障害についての詳細は所属事業所または本部にお問い合わせください。

※骨粗鬆症のような疾病があることが判明した場合は、共済金（保険金）が減額されることがあります。

※お支払いの審査は、教職員共済と損保ジャパンがそれぞれ行います。

他の保険等との重複補償について

個人賠償責任補償などの賠償責任保険（特約を含みます）を複数ご契約の場合は、補償に重複が生じることがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。

共済金等請求に必要な主な書類

○……必要 △……場合により必要

共済金等の種類 書類	交通災害				一般傷害			個人賠償	備考
	死亡	後遺障害	入院 ・手術	自宅 治療	死亡	後遺障害	入院 ・手術		
共済金（保険金）請求書	○	○	○	○	○	○	○	○	所定の用紙
事故証明書	○	○	○	○					
死亡診断書（または死体検案書）	○				○				
印鑑登録証明書	○	△	△	△	○	△	△	△	共済金受取人・法定相続人
戸籍関係書類	○				○				戸籍謄本等。加入者・共済金受取人の確認
障害診断書		○				○			所定の用紙
治療証明書（診断書）			○	○			△		受診先が複数の場合は、領収書(写)が必要な場合あり
入院通院申告書							○		
示談書								○	
同意書	○	○	○	○	○	○	○	△	主治医宛の同意書含む
確認書					△				

※その他上記に加えて確認に必要な書類〔扶養関係・家族関係の確認できる書類、代理人であることを示す書類（委任状等）〕をご提出いただく場合があります。

共済金等をお支払いできない主な場合

次の事由による場合については、共済金（保険金）をお支払いできません。

教職員共済分

交通災害補償について

- ① 契約者、加入者または共済金受取人の故意または重大な過失による傷害
 - ② 加入者の自殺、犯罪行為および闘争行為による傷害
 - ③ 加入者の法令に定められた運転資格を持たない状態での運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬などにより正常な運転ができないおそれのある状態での運転による事故
 - ④ 頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛で他覚症状のないもの
 - ⑤ 加入者が試運転、訓練、競技・興行（練習を含みます）のため運行中の交通機関に搭乗している間に生じた傷害
 ※道路上で自動車、原動機付自転車等に搭乗している間に生じた傷害についてはこのかぎりではありません
 - ⑥ 地震、噴火、津波、洪水、暴風その他これらに類する天災による傷害
 - ⑦ 戦争その他非常の出来事による傷害
- など

損害保険会社分

交通災害補償・一般傷害補償について

- ① 契約者、加入者または保険金受取人の故意または重大な過失による傷害
 - ② 加入者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による傷害
 - ③ 加入者の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれのある状態での運転による事故
 - ④ 加入者の脳疾患・疾病または心神喪失による傷害
 - ⑤ 妊娠、出産、早産または流産
 - ⑥ 外科的手術その他の医療処置
 - ⑦ 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます）、核燃料物質等によるもの
 - ⑧ 頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的 he 覚所見のないもの
 - ⑨ ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます）、登る壁の高さが5 mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます）、ハンググライダー搭乗などの危険な運動を行っている間の事故
 - ⑩ 自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます）の間の事故
- など

個人賠償責任補償について

- ① 契約者または加入者の故意による事故
 - ② 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます）、核燃料物質等による損害
 - ③ 地震、噴火またはこれらによる津波による事故
 - ④ 加入者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
 - ⑤ 加入者およびその加入者と同居する親族に対する損害賠償責任
 - ⑥ 受託品を除き、加入者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任
 - ⑦ 加入者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - ⑧ 航空機、船舶および自動車・原動機付き自転車等の車両（注1）、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ⑨ 受託品の損壊または盗取について、主に次の事由により生じた損害
 - ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い
 - ・置き忘れ（注2）または紛失
 - ・雨、雪、雹（ひょう）、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み
 - ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取
- など

（注1）次のア. からエ. までのいずれかに該当するものを除きます。

- ア. 主たる原動力が人力であるもの
- イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート

- ウ. 身体障がい者用車いすおよび歩行補助車等で、原動機を用いるもの
 - エ. 移動用小型車および遠隔操作型小型車
- (注2) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。

掛金額

契約期間は毎年1月1日からその年の12月末日までとなります。掛金は年払いです。なお、レスキュースリーは中途加入もできます。中途加入契約の掛金については、所属事業所にお問い合わせいただくか、ホームページの見積機能をご利用ください。

掛金お見積り



家族型

年掛金	家族型1口	家族型2口
	11,840円	22,930円
	うち損保保険料 4,870円	うち損保保険料 8,990円

個人型

年掛金	基本コース (3口)		安心コース (5口)		充実コース (10口)	
		個人賠償 (本人のみ・家族不要)		個人賠償 (本人のみ・家族不要)		個人賠償 (本人のみ・家族不要)
	4,530円	+790円	7,550円	+790円	15,100円	+790円
	うち損保保険料 1,980円	(損保保険料)	うち損保保険料 3,300円	(損保保険料)	うち損保保険料 6,600円	(損保保険料)

※損保保険料には、団体割引30%、優良割引40%、団体契約による割引10%を適用しています（個人賠償責任補償分には団体契約による割引は適用されません）。損保保険料の割増引は、前年度のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変わることがあります。

※個人型では個人賠償の保険料は契約者ご本人のみ必要となり、ご家族の方が加入される場合、それぞれの方は不要です。

(参考) 個人型1口の場合の年掛金

1口の場合	個人賠償 (本人のみ・家族不要)
1,510円	+610円
うち損保保険料 660円	(損保保険料)

(注) 個人賠償の保険料は、契約者ご本人の個人型契約口数が2口以下か3口以上かで保険料が異なります。契約口数が2口以下の場合は610円、3口以上の場合は790円となります。

※2017年1月の制度改定にともない、個人型の新規契約は、基本コース(3口)、安心コース(5口)、充実コース(10口)から選択いただくことになりました。3口、5口、10口以外の口数でご契約いただいていた方につきましては、これまでご契約いただいていた口数のまま契約更新いただくことができます。

なお個人型の契約内容を変更する場合は、前記3コースのいずれかのコースからご選択ください。

契約期間

毎年1月1日からその年の12月31日までの1年間（1月加入契約）。

「2月加入」～「12月加入」の契約は中途加入契約となり、初回掛金払込日の翌月1日からその年の12月31日までが契約期間となります。

※1月加入契約には一部の補償において申込期間中の特例があります。詳しくは所属事業所にお問い合わせください。

II. 契約について

契約できる方

契約者

教職員共済組合員

加入者の範囲

- ① 契約者本人
 - ② 契約者の配偶者
 - ③ 契約者（家族型の場合は契約者または配偶者）と生計を一にする同居の親族（子ども・両親・兄弟姉妹など）
 - ④ 契約者（家族型の場合は契約者または配偶者）と生計を一にする別居の未婚の子
- ※親族とは、契約者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
- ※就業、結婚等で別居された子どもは補償の対象となりません。
- ※プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業の方についてはお引受けの対象外としています。
- ※交通災害・一般傷害の補償の対象となるのは、家族型の場合、傷害の原因となった事故発生時に前記「加入者の範囲」であった方、個人型の場合は、申込時または更新時において前記「加入者の範囲」に該当し、申込書に記名された方。
- ※個人賠償責任補償の対象となるのは、家族型・個人型に関わらず、事故発生時に次のいずれかであった方。①契約者 ②契約者の配偶者 ③契約者または配偶者の同居の親族 ④契約者または配偶者の別居の未婚の子 ⑤契約者が責任無能力者の場合、法定の監督義務者および監督義務者に代わって契約者を監督する方（契約者の親族にかぎります）。ただし、契約者に関する事故にかぎります。⑥②～④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎります）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。

共済金受取人

共済金の受取人は加入者となります。ただし加入者が死亡した場合の死亡共済金（保険金）の受取人の順位は交通災害共済事業規約および傷害総合保険普通保険約款に記載のとおりとなります。定められた順位に優先して死亡共済金（保険金）受取人を指定したい場合は、契約申込書の受取人指定欄にご記入ください。

契約の更新

重大事由による契約の解除など、契約の更新をお断りする場合を除き、満期となる時点で特にお申し出がない場合は、契約は更新日（契約満了日の翌日）に自動更新となります。

※事業規約・保険約款等の改正があった場合は、更新日における改正後の契約内容・掛金で契約を更新します。

※個人型の加入者が更新の時点で次に該当するときは、ご契約を継続していただけない場合がありますので、必ずお手続きください（お手続きをされなかった場合も補償の対象となりません）。

- ①契約者と生計を一にする別居の未婚の子が就職や結婚などにより別生計となった場合
- ②契約者の同居の親族が別居となった場合

契約の解約

契約者は、いつでも将来に向かって契約を解約することができます。解約時に未経過掛金がある場合は月割で返戻します。

Ⅲ. 共済金等の請求について

支払事由が発生したら

支払事由が発生した場合は、遅滞なく教職員共済（審査部:0120-065411）にご連絡ください（受付時間：平日 9 時～ 17 時 30 分）。

教職員共済補償部分については、共済金請求の権利を行使できるときから 3 年以内、損害保険会社補償部分については事故の発生の日からその日を含めて 30 日以内にご通知のない場合は、共済金（保険金）の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

※加入者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。

事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。

※個人賠償責任補償に該当する事由で、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。詳しくはパンフレットをご確認ください。

共済金等のお支払いについて

原則として必要な請求書類が教職員共済に到着した日の翌日から 30 日以内に共済金（保険金）をお支払いします。

ただし特別な照会または調査等が不可欠な場合は、教職員共済および損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。